

芦屋市教育委員会と国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定書

芦屋市教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人兵庫教育大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教育委員会や学校等の教職員の資質向上やスキルアップのための研修において相互に連携協力し、地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力をする。

- (1) 教職員研修の企画及び体制整備に関する連携協力
- (2) 教職員研修の実施に関する連携協力
- (3) 兵庫教育大学における教育及び研究、企画実施する研修事業等への連携協力
- (4) その他双方が協議して必要と認める連携協力

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑に進めるため、甲乙それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行う。

（実施経費）

第4条 本協定の事業実施に係る経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも変更又は終了の申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後の取り扱いも同様とする。

（補則）

第6条 本協定書に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり、本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年 2月14日

甲 芦屋市精道町7番6号

乙 加東市下久米942番1号

芦屋市教育委員会

国立大学法人兵庫教育大学

教育長 (自署)

学長 (自署)